

平成13年度の包括外部監査の結果に基づく措置について
(公表)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により，平成13年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について，川崎市長から通知がありましたので，当該通知に係る事項を公表します。

川崎市監査委員	舘	健	三
同	三	原	克己
同	市	古	映美
同	平	子	瀧夫

13川総行革第133号の5
平成15年2月5日

川崎市監査委員 舘 健 三 様
同 三 原 克 己 様
同 市 古 映 美 様
同 平 子 瀧 夫 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

平成13年度の包括外部監査の結果に基づく措置及び結果に添えて提出された意見に
対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成14年3月7日付けで
包括外部監査人森谷伊三男氏から包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告書の提出が
ありましたが、同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置
を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第
6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

平成13年度の包括外部監査の結果に対する措置状況

【監査テーマ 交通事業の財務事務及び経営管理】

1 補助金関係

(1) 一般会計繰入金

ア 敬老特別乗車証負担金

[指摘の要旨]

敬老特別乗車証負担金の算定基礎となる乗車率については、前回の調査から約12年を経過しているため、早急に調査を実施すべきであり、また、月当たり利用回数についても、毎年度最新の乗車人員にて再計算し、利用回数を見直すべきである。

[措置の内容]

敬老特別乗車証の交付にあたっては、民間バスも含めたその利用状況を把握すべきですが、公営バス事業者としても、負担金の算出に反映する基礎データとするため、平成14年度に、独自にバス乗務員の目視による市バスの利用状況調査を、1週間を単位として5月、7月及び10月の3回、全ダイヤで実施しました。

なお、調査結果（利用回数10回／人、月）を、平成15年度予算における算定数値に反映しました。

イ 身体障害者等特別乗車証負担金

[指摘の要旨]

交付期間3ヶ月間に交付した者は、すべての交付期間に最初に交付したものとみなして計算しているため、正しく計算した場合との誤差が大きくなっており、本来は月別に実際交付された枚数に負担金の計算期間となる月数により計算すべきである。

[措置の内容]

身体障害者等特別乗車証負担金については、交付実績に基づき算出していますが、平成15年度からは月別の実交付枚数で計算し算出することといたしました。

なお、平成13年度の手損・再交付分（169枚）に係る負担金12,491,550円については戻出済みです。

また、14年度分5,950,800円については、下期の負担金請求の際に調整しました。

ウ 行政路線等補助金

[指摘の要旨]

敬老特別乗車証負担金が、乗車率月12回にて算定されて支払われているにもかかわらず、民間バス事業者並みに月9回の乗車率にて行政路線等補助金を計算することは論理的ではなく、収益を民間並とするならば、コストも民間並として計算しなければならない。

また、敬老特別乗車証負担金の一部(12分の3)を經常収益から控除して經常損失を計算するため、当該控除した金額だけ經常損失が多く計算されることになり、交通事業会計の一般会計繰入金は敬老特別乗車証負担金と行政路線等補助金の一部重複して繰入されている。

[措置の内容]

行政路線等補助金は、不採算路線であっても行政路線として運行しなければならないためのものですが、計算要素の一つである敬老特別乗車証負担金の月当たりの乗車率を9回から12回に改めました。

したがって、平成14年度予算は、12回分を収入とした平成12年度の路線別収支に基づく行政路線等補助金を計上しました。

なお、平成13年度分については727,869,000円が重複しておりましたので、14年度から5ヶ年分割で返済することとしました。

二 償却費補助金

[指摘の要旨]

償却費補助金の繰入根拠となっている「都市交通整備調査会の答申」は、既に24年を経過しており、現在適用することは妥当でない。また、総務省(自治省)からの「地方公営企業繰出金について(通知)」にも記載がない。

地方公営企業法第17条の3では、「災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計より補助をすることができる。」と規定されているが、当該償却費補助金は、この規定に合致しないと判断される。

したがって、繰入根拠を見直し、その根拠を明確にしておくことが必要である。

また、市民プラザ線負担金及び償却費補助金には、市民プラザ線使用車両の減価償却費相当額が重複して繰入されているので、市民プラザ線使用車両の減価償却費については、償却費補助金の計算において控除すべきである。

[措置の内容]

償却費補助金については、段階的に削減することとしました。

なお、平成13年度市民プラザ線負担金に含まれる同路線使用車両の減価償却費3,833,820円については、償却費補助金から同額を控除し、当該年度に戻しました。

平成14年度は、繰入れ時に償却費補助金から同路線使用車両の減価償却費を控除しました。

2 人件費関係

(1) 給料及び手当

[指摘の要旨]

時間外勤務手当の基礎となる超過時間については、給与規程に基づき計算されるべきものであり、各営業所で任意に設けた算出ルールは給与規程に準拠しておらず、運行遅延に係る時間外勤務手当の計算は、給与規程に基づき計算を行うべきである。

また、遅延対策時間に係る手当を特殊勤務手当に準じたものとするならば、局長から営業所長へ委任し営業所長の判断で決定するよりも、局長が超過時間算出ルールを作り全営業所が統一の基準のもと運用すべきものである。

[措置の内容]

平成14年3月28日付け13川交推第1608号「遅延対策時間の廃止について」で各営業所・出張所あて文書通知し、同年4月1日からは、給与規程に基づき、時間外勤務手当は実時間で

処理しています。

(2) 退職給与引当金

[指摘の要旨]

川崎市交通事業会計規程第133条では毎事業年度末において、振替伝票により決算整理を行わなければならないものの一つとして、退職給与引当金の計上を義務付けている。

したがって、発生主義の要件を満たしている退職給与引当金を計上すべきである。

[措置の内容]

平成11年度から退職給与金の一部（基準退職者数29人を超えた人数）を資産として繰延勘定処理していますが、「繰延勘定を償却しながら他方で引当金を計上することはすべきでない」との国の指導に則って、同引当金を計上していないのが実情です。

しかしながら、企業会計の安全性の観点などから、繰延勘定の早期償却に努めるとともに、退職給与引当金の計上について検討してまいります。

(3) 退職手当の繰延計上

[指摘の要旨]

定年退職者への退職手当は将来の収益に貢献するものではないため、資産として繰延勘定へ計上することは会計理論上、適切ではない。

本来、毎決算期において負債に退職給与引当金を計上し、退職手当支払時に引当金を取崩すことにより処理すべきものである。

[措置の要旨]

昭和40年代にバス路線の拡充等のため、乗務員を多数採用しており、定年退職者数が基準退職者数を超える退職手当の支給額については、法解釈から、退職給与金を繰延勘定として整理できる場合の「経営上やむを得ない事由」に該当するものと判断しております。

したがって、会計処理に問題はないものと考えていますが、退職給与引当金の計上に係る指摘もあり、繰延勘定の早期償却に努めてまいります。

(4) 退職手当支給の妥当性

[指摘の要旨]

交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程第15条で昇給させるには、勤務成績についての証明を得て行わなければならないとされているが、勤務成績についての証明となる根拠資料が保存されておらず、今後、勤務成績について証明となる資料を作成する必要がある。

また、特別昇給要綱は、国の依命通達に準拠し、管理規程として定めるべきである。

[措置の内容]

勤務成績の証明については従来、人事記録台帳により懲戒処分歴の有無やその内容を確認し、これらの結果を踏まえ、特別昇給の趣旨に基づき証明が得られるものと判断していましたが、平成13年度定年退職者に係る退職時の特別昇給から必要となる勤務成績証明書を作成しました。また、特別昇給は現行の初任給、昇格、昇給等に関する規程等の手続きに従い決定しているもので、改めて管理規程として定める必要はないものと考えます。

3 収入関係

(1) 営業所のバス料金収入に係る管理

[指摘の要旨]

規定上の取扱いでは、回数券及びバス共通カードについては、現金としても貯蔵品としても取扱いを規定していないが、バス共通カードは流通性が高く、かつ高額であるため、バス共通カードの保管方法については、現金等価物として扱うよう規定すべきである。営業所においては、現金と同様の管理を行うよう事務手続を改める必要がある。

[措置の内容]

平成14年6月20日付けで乗車券類取扱要綱を制定し、乗車券類についても現金と同様に適正な管理を行うよう改めました。

(2) 現金管理

ア バス料金、カード売上金等の現金の過不足

[指摘の要旨]

現金過不足については、営業所単位で売上金の修正と判断して処理せず、現金過大は雑収益、現金不足は雑支出として会計処理すべきである。

[措置の内容]

料金収入の銀行納付時において、納付書金額と現金との不一致（多くは千円未満の現金過不足が発生する事例）があった場合の会計処理について、過大の時は翌日の料金収入と合算し、銀行精算時の過剰金受払簿に過大となった収入日と金額、過剰額事由を記載し明示する、また、不足の時は当該不足金を雑支出から補填し当日分の料金収入としている、現行の会計処理方法は実務上適当なものであると判断しております。

なお、平成14年6月3日から銀行納付金に1,000円以上の過不足が発生した場合の報告制度を取り入れました。

イ 現金実査の手続規定

[指摘の要旨]

現金過不足の原因把握は難しいため過不足をチェックするには現金は日次で実査し出納帳の残高と照合し、それを管理する必要がある。

また、現金実査に係る管理方法及び手続が明確になっていないので、現金実査に係る管理方法及び手続について規定化を検討すべきである。

[措置の内容]

現金取扱員（自動車運転手及び車両誘導員を除く。）は、毎日現金と帳簿残高とを照合し、その結果を企業出納員等に報告するよう、平成14年6月1日付けで川崎市交通事業会計規程の一部を改正いたしました。

4 固定資産関係

(1) 固定資産現物実査の結果

ア 管理シールの貼付

[指摘の要旨]

固定資産の適切な現物管理のため、担当者以外の者でも固定資産整理簿に対応する資産の特定ができるように、管理シールを現物に貼付しておく必要がある。

[措置の内容]

固定資産の特定化に向けて、新たに管理シールを作成し、平成14年度末までに貼付が終了する予定です。

イ 資産外備品の管理シール

[指摘の要旨]

固定資産と同様に管理担当者以外のものが資産外備品の検査を行えるよう管理シールに「購入年月日/管理コード/所属」を記載しその管理シール現物に貼付する必要がある。

[措置の内容]

資産外備品は、平成15年1月までに管理シールの貼付及びその確認を終了しました。

ウ 備品の異動

[指摘の要旨]

固定資産の実地調査を行い台帳と照合していれば、異動についての記帳漏れが容易に把握できたと思われる。

[措置の内容]

平成14年5月24日付け経営推進室長及び経理課長名で各課室所長あて文書通知において、会計規定に従い、より適切な管理を行うよう関係職員に周知徹底を図りました。

エ 資産外備品の現物実査

[指摘の要旨]

- (ア) 担当者が資産を誤認することがあるので、担当者のみならず第三者がチェックできるよう台帳に、保管場所等現物を特定できる情報を追加する必要がある。
- (イ) 貸し出されたままのカッター（高速切断機）は、交通事業会計規程第93条第4項に規定されている保管換え手続を行い、現物管理責任の所在を明らかにしておく必要がある。
- (ウ) 廃棄状態のガス湯沸器は、交通事業会計規程第93条第3項により備品抹消手続を行う必要がある。
- (エ) 故障し長期間使用されていない「はかり」は、回数券利用が減少した現在では使用する必要がないので、交通事業会計規程第93条第3項により備品抹消手続を行う必要がある。
- (オ) 本局の備品原簿では、塩浜営業所も自動つり銭金庫のスペア分のみが記載されており、本局と営業所の間で不一致が生じており、このような状態を防ぐためには、資産外備品の実地調査に合わせて本局と営業所の台帳の照合も同時に実施すべきである。

[措置の内容]

指摘を受けた資産外備品は、平成14年6月13日までに抹消等の必要な手続き及び備品整理簿の保管場所欄の記載漏れ分の追加記載を終了しました。なお、固定資産の実地調査に

については平成14年度末までに終了する予定です。

(2) 固定資産の減価償却の検証

[指摘の要旨]

固定資産の償却期間中にわたって各年度の損益に影響を与えるため、十分に注意すべきである。

[措置の内容]

平成14年3月31日付けで修正を行い、平成13年度減価償却費計算では、単年度償却額及び償却累計額とも本来の金額としました。また、全件についての確認を平成14年度末までに終了する予定です。

5 経費関係

(1) 経費について

ア 軽油の購入手続

[指摘の要旨]

軽油はWTO「政府調達に関する協定」の対象であるため競争入札に移行すべきであった。

[措置の内容]

現在、自動車の公害防止対策により、供給メーカーが限定されているクリーン軽油を随意契約により導入しており、今後、低硫黄軽油が一般軽油化された段階でクリーン軽油から一般軽油に戻した場合には、WTOの対象となるため競争入札とします。

イ 貯蔵品の資産計上もれ

[指摘の要旨]

バス燃料の経費は、「購入により取得した新品」であるので、甲規格貯蔵品にあたり（同第2項）、丙規格貯蔵品ではないので、貯蔵品として計上しなければならないと判断する。（毎日、棒尺で地下タンクの残量を測定しているのので、それに購入単価を乗じることにより、期末に未費消となった燃料を貯蔵品として計上することは可能である。）

[措置の内容]

平成4年度に実質的に貯蔵品制度を廃止していましたが、軽油はそれ以前も貯蔵品としていませんでした。これは、平均在庫量が、4～6日という短期間に消費される量であり、概算の期末在庫評価額は、年間消費額の1%未満であるとともに、総資産の0.05%以下であるため、貯蔵品として取り扱っていなかったためです。なお、平成14年4月1日付けで川崎市交通事業会計規程の一部を改正し、貯蔵品に関する全ての規定を整理しました。

(2) 契約関係

ア 随意契約の指定理由が不明確

[指摘の要旨]

随意契約の理由としては不十分である。また、有利な価格で契約を締結できるとした場合には、見積合せを行うなど有利な価格かどうか検証が必要である。

[措置の内容]

平成14年度からは、指定理由で有利性を根拠とする場合は、比較検討資料を添付することとしました。

イ 契約書の更新

[指摘の内容]

委託案内所が変更されたにもかかわらず、契約の更新は行われておらず、契約内容の適時な更新が必要である。

[措置の内容]

小田急バス新百合ヶ丘案内所における定期乗車券委託発売については、新たに平成14年1月31日付けで契約を締結しました。今後は、自動更新の約定のある契約で、契約内容に変更が生じた場合には、速やかに変更してまいります。

6 情報システム

(1) 情報システムについて

ア 固定資産管理システムの検収手続の不備

[指摘の要旨]

固定資産システムの仕様書どおりに委託業務が完了したと考えられず、このシステムの検収手続は適切とはいえない。

[措置の内容]

本システムの過去の履歴データの入力及びバグの修正は全て平成14年1月20日までに終了し、委託業務は完了しました。今後、システム開発業務については、仕様書記載の項目ごとに、完了確認するチェック表を検査報告書に添付することとしました。

イ 固定資産管理システムの契約に係る遅延損害金等

[指摘の要旨]

開発途中の仕様変更した経緯もあり、作業の遅れの原因が受託者のみに責任を負わせることができないと判断し、損害金は求めなかったとしても、被服(貸与)管理システムのみを内払いし、固定資産管理部分については少なくとも支払いを保留すべきであった。

[措置の内容]

固定資産管理システムについて完成するまで支払を保留すべきでありましたが、現在は完成していますので、遡及した措置をとる必要はないと考えています。

今後は、委託業務の完了検査手続きを見直すとともに、受託者側の一方的な原因による履行遅延などの契約不履行の場合には、契約書に基づき、損害金の請求をいたします。

ウ 一部未稼働の固定資産管理システムの保守料の支払

[指摘の要旨]

固定資産管理システムは未完成の状況にあり、委託したシステムの全てが稼働した時点まで保守料を支払うべきではなかった。

[措置の内容]

開発途中に仕様変更をした経緯もあり、作業の遅れについて受託者のみに責任を負わせることができないこと、また、支払った保守料は稼働部分に対するものであることから、遡及した措置をとる必要はないものと考えています。

今後は、支出事務における一層厳正な審査に向けて、委託業務の完了検査手続を見直してまいります。

エ 一部未稼働の固定資産管理システムの改修

[指摘の要旨]

当初の契約が未履行であり、部分稼働の状態にある固定資産管理システムを対象とする追加業務について、内容を十分に検討しないまま発注したことは、適切な措置とはいえない。

[措置の内容]

固定資産管理システムに係る追加業務の発注については、既に契約を解除していますので、これ以上の措置をとる必要はないと考えています。

今後は、発注にあたり、委託内容を充分検討してまいります。

平成13年度の包括外部監査の結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ 交通事業の財務事務及び経営管理】

1 補助金関係

(1) 一般会計繰入金算定基準の文書による明確化

[意見の要旨]

一般会計から繰り入れることのできる負担金、補助金については、地方公営企業法で明確に規定されており、繰入の基準及びその根拠法令については、文書により明確にしておくことが必要である。

[措置の内容]

他会計繰入金で、地方公営企業繰出基準（総務省自治財政局長通達）によらないものは、繰入金の趣旨及び算定基準を文書化することについて、引き続き検討してまいります。

2 人件費関係

(1) 手当の支給について

[意見の要旨]

人件費削減の観点から、手当の整理を検討する余地があり、一部には、支給の妥当性に疑義のあるものが見受けられる。

なお、深夜バス手当、乗務手当等、自動車事故処理手当については、平成13年11月に廃止されている。

[措置の内容]

手当については、支給の妥当性等を精査し、人件費削減の観点も含め、平成13年11月1日付け川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正と平成14年6月1日付け川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当の支給に関する実施要綱の一部改正により、指摘された手当を含め次に掲げる特殊勤務手当を廃止しました。

1) 乗務手当、2) 特別ダイヤ乗務手当、3) 深夜バス乗務手当、4) 売上手当、5) 交替勤務手当、6) 隔日勤務手当、7) 自動車整備手当、8) 誘導業務手当、9) 自動車事故処理手当、10) 作業手当

[意見の要旨]

待機時間に係る手当の支給について、前半乗務あるいは後半乗務どちらか一方が正規の勤務時間である7時間15分で、他方が時間外乗務となる場合は、待機時間に対する手当については、実時間に基づいて支給すべきと考える。

また、正規の勤務において発生する場合と性質が類似しているにもかかわらず支給単価が異なっているが、支給単価を統一することが望ましいと思われる。

なお、待機時間10分に対して50円の中休手当を支給するよう平成13年11月から見直しされている。

[措置の内容]

平成13年11月1日付け13川交庶第928号で、特殊勤務手当支給規程の改正に伴う中休手当

の事務取扱いを定め、「中休手当の事務取扱いについて」にて各課、室、所長あて文書通知し、同日より、本ダイヤから早出・遅出勤務までの待機時間の時間外処理を廃止し、待機時間は半拘束時間と考え、実時間での中休手当を支給することとしました。

3 収入関係

(1) 収入管理

[意見の要旨]

本局では営業所から送付された日次データを売上管理システムに取り込み出力した帳票上の売上金額と金融機関の収納証憑による売上金の預金入金額との照合作業で充分であると考えられる。

なお、日次データの営業取扱い分については、平成13年11月から毎日（銀行納付日毎）納付書と照合し、営業所長の決裁を受けた料金収入等明細表（確定処理済）を本局宛送付するよう営業課から営業所へ指示が行われた。

[措置の内容]

料金収入の報告手続きについて、平成13年12月から毎日（銀行納付日毎）納付書と照合し、営業所長の決裁を受けた料金収入明細表（確定処理済み）の写しを営業課へ送付するよう改めました。

4 経費関係

(1) 契約関係

ア 指名業者の選定基準等

[意見の要旨]

500万円以下の運用規定についても業者指名基準として明確にすべきである。

[措置の内容]

平成14年6月13日付け14川交経第458号で、指名業者選定要綱を改正し、500万円以下の選定基準を設けました。また、6月19日付け経理課長名で「指名業者選定要綱等の一部改正について」を各課・室長あて文書で通知しました。

5 経営管理

(1) 予算管理について

[意見の要旨]

予算管理、執行の抑制については、毎年度経理課長から各課、室に通知が発せられているとのことであるが、四半期においては予算未達の場合には、次の半期又は四半期においては予算執行を抑制するよう通知するなどの対応が必要と考える。

[措置の内容]

毎年度、予算執行にあたっては、経理課長名にて課別・四半期別執行計画を通知し、併せて、収入面では増収対策の検討及び実施、支出面では(1)時間外勤務手当等人件費の抑制、(2)簡素かつ効率的な予算執行、(3)契約差金等不用額の執行不可、(4)予算外執行不可と配当予算の一部執行抑制の周知・徹底を図っています。平成14年度予算の執行にあたっては、収入状況による経費の執行抑制を文書で通知（3月26日付け13川交経第1569号）しました。

(2) 経営健全化計画について

[意見の要旨]

平成13年度からの第3次経営健全化計画においては、根拠の不明確な補助金に依存しないで収支を均衡させるために何をなすべきかを明確にし、一層の経営努力が望まれる。

また、川崎市バスの実態に合わせて経営健全化計画の項目ごとに数値化し、達成目標を明示すべきと考える。

[措置の内容]

嘱託化の拡大、運転時間及び手当の見直しなどによる低コスト化に向けた経営改善を強力に推し進めるとともに、これらの改善策を取り込んだ第3次経営健全化計画を再構築し、職員の削減やノンステップバス導入によるバリアフリー化の推進などをできる限り数値化して、達成目標の明確化に努めてまいります。

(3) 赤字路線の民間委託の検討

[意見の要旨]

川崎市バスの人件費は、民間バス事業者の平均給与を約15%上回っており、仮にバス事業収入の約80%を占める人件費が民間バス事業者波であった場合には、営業費用が営業収益に対し約12% ($80\% \times (1 - 0.85)$) 減少するため、赤字路線が減少すると考えられる。

また、川崎市バスを運行すれば赤字が発生するが、川崎市バスが民間バス事業者並みのコストで運行すれば黒字になる路線については、民間バス事業者に運行を委託することを検討すべきと考えられる。

将来的には、需給調整規制が廃止されバス事業の競争が激化すると予想され、長期的な経営の観点から、今後退職者の補充等を行わず職員の嘱託化や交通局のバス路線の運行を民間事業者に一部委託することも選択肢の一つである。

[措置の内容]

市バスは、採算性が乏しく民営バスが運行しない地域の市民の足を確保する役割を担ってまいりました。今後も市民の足を安定的に確保するよう求められており、総合的な観点から判断しなければなりません。したがって、民間への運行委託の検討の前に、公営バスとして可能な限りの経営努力をしてまいりたいと考えております。当面は、包括外部監査の指摘内容を踏まえ、嘱託化の拡大、運転時間の見直しなどによる低コスト運行に向けた経営改善を強力に推し進めてまいります。こうした経営努力をしても収支均衡の見通しが立たない場合には、民間委託も中長期的な展望にたって検討してまいりたいと考えています。

(4) 乗務員の勤務時間

[意見の要旨]

能率的な経営の観点からは、労使協定を見直し連続乗車時間を210分に改めたところであるが、さらに民間の労働条件等を参考にした運営が望まれる。

[措置の内容]

連続乗務時間を厚生労働省が限度と定める240分以内まで延長するとともに、必要なダイヤ改正を実施してまいります。

6 情報システム

(1) 情報セキュリティ

ア パスワードの桁数

[意見の要旨]

システムの4桁のパスワード入力が可能であることから、(パスワードは一般的には5桁以上必要とされている)、少なくともパスワードを現状の1桁から4桁に変更することが望まれる。

[措置の内容]

売上管理システムのパスワードについては、平成13年12月から4桁に変更しました。

イ 共通パスワードとパスワードの変更

[意見の要旨]

重要なシステムについては、個人ごとにID、パスワードを設定し、個人ごとにID、パスワードをシステムに入力することによって、更新した者のIDを変更履歴に残し、未承認のデータ更新を防止(牽制)することが必要である。また、パスワードについては、定期的な変更を行うことが望まれる。

なお、平成14年1月から定期的に変更することとしている。

[措置の内容]

平成15年4月1日付けで川崎市交通局電子計算機処理データ保護管理規程を改正し、パスワードの管理に関する規定を新たに設け、パスワードの設定や定期的な変更をルール化します。

(2) 情報システムの取得、開発、維持

ア カード精算システムの精算の網羅性

[意見の要旨]

システム改修に多額の費用がかかることであり早急な対応は難しいとしても、精算チェックのため、機械のシステムを変更し、売上0を受付、全件を毎日精算し、精算の網羅性を確保することが望まれる。

[措置の内容]

精算機の網羅性をシステム化することについては、今後、費用対効果を含め研究いたします。

イ 財務会計システムの鉄道事業対応保守

[意見の要旨]

高速鉄道事業の経理事務処理についてはいくつかの方法が考えられるが、その選択肢について費用対効果を検討した資料がない。

高速鉄道の建設には準備に約2年、建設に約8年かかり、当面は特定の勘定科目(建設仮勘定等)しか発生せず、今すぐ交通局用の財務会計システムを多額の費用を使って改修し、使用する必要性を乏しいと考えられる。

[措置の内容]

当該システムの改修にあたっては、平成23年度の高速度鉄道開業時に対応できるシステムに整備するため、既存システムの一部改修と市販の財務会計システムの修正の2つの方法について検討しましたが、市販のシステムでは企業会計における勘定科目にしか対応できず、予算科目の対応についてはソフト修正ができないとのことから、既存システムの一部改修が最適であると判断したものです。

なお、今後におけるシステム改修では、費用対効果等を検討した資料を整理・保管することとしました。

ウ 固定資産管理システムに係るパソコンの保守料

[意見の要旨]

将来的にも現在の機種、またはその後継機が生産中止となった場合にソフトウェアが使用できなくなる可能性があり、Windows98で稼動するパソコンであれば、どのようなパソコンでも稼動できるような仕様にして開発委託すべきである。

仕様どおりメーカーを選ばないパソコンであれば、保守料を支払うことは本来不要である。

[措置の内容]

固定資産管理システムのハードウェア機器類は、定期点検等の保守が含まれた60ヶ月のリース物件で、これを各年度毎に賃貸借・保守契約を締結しているものです。

今後、汎用性のパソコン・周辺機器の保守については、機器故障が発生した場合において、臨時に修理費用で対応するものとし、定期点検等の保守は契約対象業務から除外しました。

エ システムの完了検査の手続

[意見の要旨]

形式的な完了検査を防止するためには、検査項目についてチェックシート等を作成し、検査員がこれにチェックしたものを「検査完了報告書」に添付することが望ましい。

一定金額を超える重要なシステムについては主管係以外の者が立会検査を行い、「検査完了報告書」に立会者も記名押印することが望ましい。

[措置の内容]

今後、システム開発業務については、仕様書記載の項目ごとに、完了確認するチェック表を検査報告書に添付いたします。

なお、情報システムの専任体制が構築されていない現状ではありますが、高額かつ重要なシステムの検査については、主管係以外の者が行うこととしました。

オ システムの検収に関する規程の改正

[意見の要旨]

今後、「システム開発業務委託代金に関するもの」についても支出回議書に「委託業務名、履行場所、履行期間、完了日、検査年月日等」を記載し、「検査完了報告書」を添付書類とする手続を確立することが望まれる。またその際には、主管係以外の者が完了検査に立会う牽制システムの立案を検討することが望まれる。

[措置の内容]

システム開発業務については、他の委託業務とともに支出回議書若しくは関係書類等に「委託業務名、履行場所、履行期間、完了日、検査年月日等」を記載するように、平成14年4月1日付けで川崎市交通事業会計規程の一部を改正しました。

また、「検査完了報告書」を支出回議書の添付書類とすることは、平成13年10月30日付け文書通知で周知しています。

なお、高額かつ重要なシステムの検査については、主管係以外の者が行うこととしました。

(3) 情報システム運用

ア 財務会計システムのドキュメント、操作マニュアル

[意見の要旨]

システムを適切に管理するためには、プログラム変更時においてシステム設計書等のドキュメント、操作マニュアルを適時に更新しておくことが望まれる。

[措置の内容]

プログラム改修時におけるシステム設計書等のドキュメント、操作マニュアルについては、最新版に更新いたしました。

イ 財務会計システムの預金勘定

[意見の要旨]

本来、日々の入出金を会計帳簿に記帳し、これと銀行の入出金記録を照合し、預金口座ごとに現金預金出納簿を作成する必要がある。

事務作業を効率化するためには、勘定科目の目を細分し節まで設け、内訳簿及び現金預金出納簿を財務会計システムから出力するように設定し、内訳簿及び現金預金出納簿により銀行預金口座ごとの管理が可能となるようにすることが望ましい。

[措置の内容]

日常の運転資金の管理は、預金収支日計表で行っていますが、財務会計システムでの銀行預金口座ごとの管理については、プログラム改修コスト及び日常業務の円滑性の確保を考慮しながら、今後におけるシステムの大規模改修にあわせて検討します。

ウ 財務会計システムの消費税集計表

[意見の要旨]

今後、費用対効果を検討の上、表計算ソフトExcelで作成している「消費税集計表」を財務会計システムから出力することができるようシステムの改修についての検討の余地がある。

[措置の内容]

「消費税集計表」作成業務は、決算時における年1回の業務であり、特に煩雑かつ非効率ではありませんが、今後におけるシステムの大規模改修にあわせて費用対効果とともに検討します。

(4) 情報システムに係る専門部署の設置

[意見の要旨]

各局横断的に情報システムの整備、運用について検討する部署を設置し、情報システムの専門家を配置することが必要である。専門家の育成にあたっては分散処理システムに係わる技術の研修等を実施し、また人事ローテーションについても配慮することが望ましいと考える。

情報システムに係る専門部署を設置することにより、初期導入及び導入年度後の改修保守作業等の長期にわたる情報システム投資を最適なものとすることが望まれる。

[措置の内容]

情報システムの整備については、現在、「電子市役所」の実現に向けて文書、総合財務会計のシステムの開発が行われており、企業会計においても共通の事務についてはシステムの共有化を図るなど、全市的な整備が進められているところです。また、各局横断的な情報システムの整備等検討部署の設置、専門家の育成、人事ローテーションの配慮については、市全体で検討します。

(5) 各公営企業の財務会計システムの共有化

[意見の要旨]

財務会計システムは（公営）企業用の各局共通のシステムとした上で、各公営企業独自の勘定科目を設定し、端末とLAN回線によって1台のオフコンを利用することにより、コンピュータシステムの共有化と整備コストの低減を図るべきである。

[措置の内容]

導入年度が異なる各企業会計の財務会計システムの共有化については、総合財務会計システムの稼動状況を見ながら、各会計と協議・調整を図り、将来的な課題として検討を加えてまいります。